



福県医発第1894号（地）

平成16年 1月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」の
差替えについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」は、平成15年11月21日付（福県医発第1548号）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」の概要の送付にてお知らせしておりましたが、今般、当該通知（平成15年11月5日健感発第1105006号）に一部誤りがありました旨、福岡県保健福祉部より連絡がありました。

つきましては、貴職におかれましても先に送付いたしております文書を破棄いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



公印省略

平成15年12月25日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長
福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」の差替え
について

このことについて、厚生労働省から別紙のとおり送付されましたので、お知らせしま
す。

つきましては、先に送付いたしました文章を破棄していただきますよう御願います。

問い合わせ

福岡県保健福祉部健康対策課
結核感染症係 大賀

TEL092-643-3268

FAX092-643-3271



事務連絡
平成15年12月19日

各〔都道府県〕
政令市 衛生主管部（局）
特別区 感染症発生動向調査担当係長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課
感染症情報管理室情報管理係長

「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」の
差替えについて

感染症発生動向調査事業につきましては、日頃からご協力いただき有難うございます。

先般、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」（平成15年11月5日健感発第1105006号）をお示したところですが、当該通知に一部誤りがありましたので、差替えをお送りします（本日郵送）。ご迷惑をお掛けしますが、先にお送りしました文書を破棄していただきますようお願いいたします。

なお、「医師から都道府県知事等への届出基準」につきましては、誤りはございません。

（参考）

・表題

誤 「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」

正 「感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」

・通知文中

誤 「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準について」

正 「感染症新法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」

誤 「「報告のための基準」」

正 「「届出のための基準」」



健感発第1105006号
平成15年11月 5日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号）が本年11月5日から施行されることに伴い、「感染症新法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」（平成11年3月30日健医感発第46号）を下記のような改正を行うため、新たに別紙のとおり定めることといたしました。

改正後の「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成11年3月19日健医発第458号）における医師の届出基準として活用されるとともに、関係機関に対し周知されるようお願いいたします。

なお、届出基準には明記してありませんが、一類、二類、三類及び四類感染症については無症状病原体保有者も届出の対象となります。これについては、保健所等が行う疫学調査、健康診断等により無症状病原体保有者が確認された場合等に報告を求めるものであり、一般の医療機関において無症状者が病原体を保有しているか否かの診断を求めるものではないことを念のため申し添えます。

また、都道府県等においては、医師から届出のあった患者の個人情報の保護について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 標題を「届出のための基準」から「届出基準」に変更した。
- 2 今回の法改正による感染症の類型の見直しに伴う所要の改正を行うとともに、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘そうなど新たに追加された感染症についての届出基準を定めた。